

日本学生支援機構奨学金（給付・貸与） 災害救助法適用地域に居住する世帯等に対する「家計急変採用」及び「緊急採用・応急採用」について

下記「5. 災害救助法適用地域」に居住する世帯の学生に対し、「家計急変採用（給付）」、「緊急採用（無利子貸与）」、「応急採用（有利子貸与）」の申し込みを受け付けます。詳細については奨学金窓口（共通教育棟1号館1階）までお問い合わせください。

なお、「近隣地域で同等の災害に遭った世帯」及び「同地域に勤務し勤務先が被災した世帯」の学生についても適用地域に準じて取り扱います。災害救助法適用地域の詳細は下記URLをご参照ください（適用地域は拡大される場合がありますので、随時ご確認ください）。

○ 日本学生支援機構「災害救助法適用地域」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/index.html>

○ 内閣府防災情報のページ「災害救助法の適用状況」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

1. 家計急変採用（給付奨学金）

生計維持者（一方又は両方）が被災（震災、火災、風水害等）した場合で、「死亡」、「病気等により半年以上就労困難」、「失職」若しくは「生死不明、行方不明又は就労困難等により世帯収入が減少」した場合（**原則、事由発生後3ヶ月以内に申し込み**）

推薦要件：給付奨学金の推薦基準（学力及び家計）を満たすこと

提出書類：「罹災証明書」及び「上記事由を証明する書類」、その他「給付奨学金申請書類」

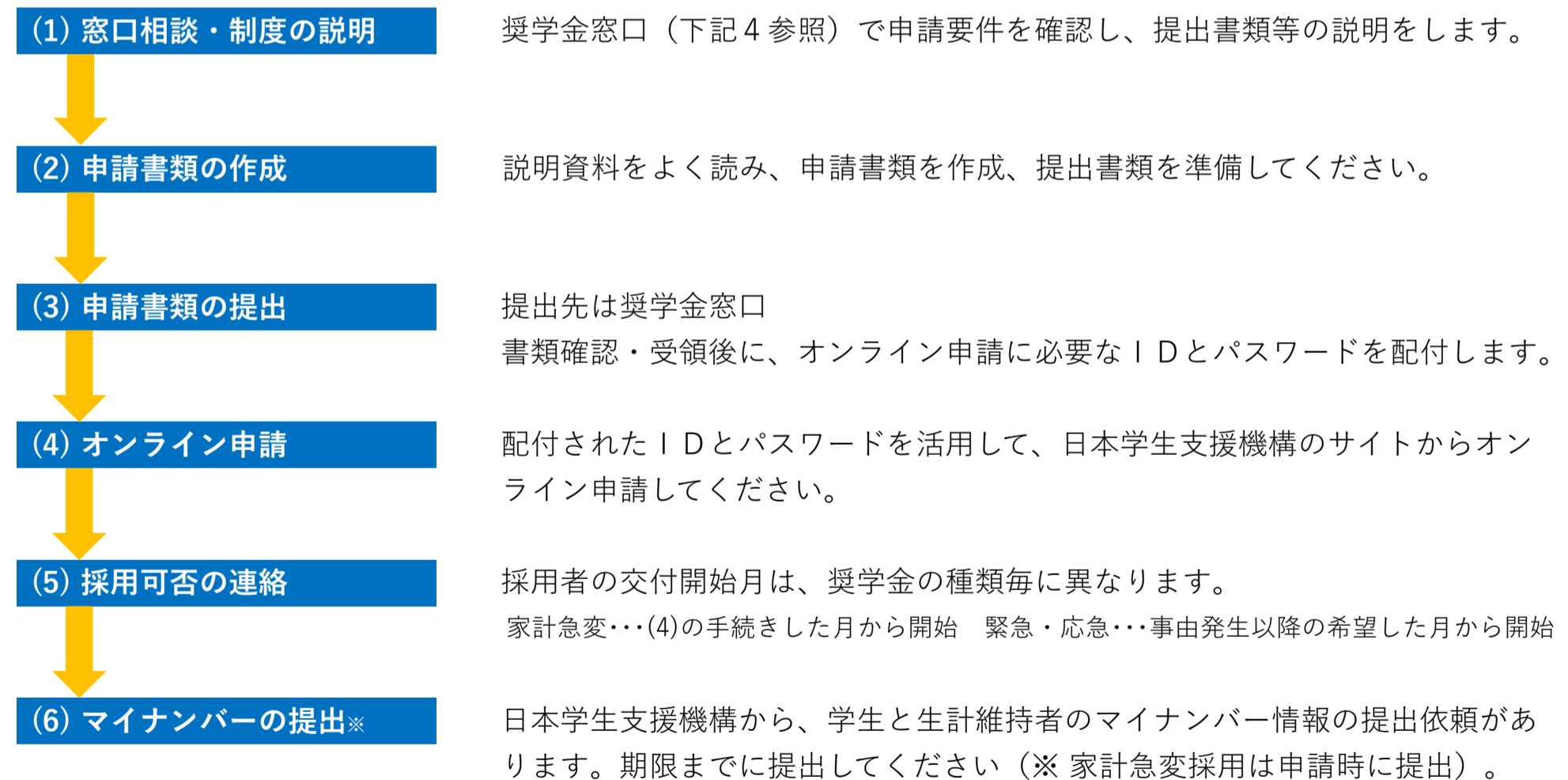
2. 緊急採用（無利子貸与奨学金）、応急採用（有利子貸与奨学金）

生計維持者（一方又は両方）の被災（震災、火災、風水害等）により家計が急変した場合（**事由発生後、1年以内に申し込み**）

推薦要件：各貸与奨学金の推薦基準（学力及び家計）を満たすこと

提出書類：「罹災証明書」及び「家計急変前後の収入を証明する書類（源泉徴収票、給与明細等）」、その他「貸与奨学金申請書類」

3. 申し込みの流れ



4. 奨学金窓口

琉球大学学生部学生支援課奨学係（共通教育棟1号館1階）

電話：098-895-8136

E-mail：gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp

5. 災害救助法適用地域

掲載後に適用地域が拡大される場合がありますが、本表は更新しません。前出のURLより随時ご確認ください。

※ 緊急採用（無利子）の貸与終期について、家計状況が変わらず次年度も奨学金が必要な場合は、機構の審査を経て1年毎に継続できます。

2024年1月30日更新

No.	対象となる災害	災害救助法適用地域	法適用日	給付/貸与期間 ※		
				奨学金の種類	始 期	終 期
1	令和4年福島県沖を震源とする地震にかかるとる災害	宮城県および福島県 27市51町16村	2022年 3月16日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2022年3月以降で 申込者が希望する月	2023年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2022年3月以降で 申込者が希望する月	修業年限の終了月
2	令和4年7月14日からの大雨による災害	宮城県 (大崎市、宮城郡松島町)	2022年 7月15日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2022年7月以降で 申込者が希望する月	2023年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2022年4月以降で 申込者が希望する月	修業年限の終了月
3	令和4年8月3日からの大雨による災害	山形県、新潟県、石川県、福井県 21市町村	2022年 8月3日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2022年8月以降で 申込者が希望する月	2023年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2022年4月以降で 申込者が希望する月	修業年限の終了月
4	令和4年台風14号による災害	山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 286市町村	2022年 9月18日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2022年9月以降で 申込者が希望する月	2023年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2022年4月以降で 申込者が希望する月	修業年限の終了月
5	令和4年台風15号による災害	静岡県23市町村	2022年 9月23日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2022年9月以降で 申込者が希望する月	2023年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2022年4月以降で 申込者が希望する月	修業年限の終了月
6	令和4年12月17日からの大雪による災害	新潟県 (長岡市、柏崎市、小千谷市、魚沼市)	2022年 12月20日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2022年12月以降で 申込者が希望する月	2023年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2022年4月以降で 申込者が希望する月	修業年限の終了月
7	令和4年12月22日からの大雪による災害	北海道、新潟県4市8町	2022年 12月23日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2022年12月以降で 申込者が希望する月	2023年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2022年4月以降で 申込者が希望する月	修業年限の終了月

5. 災害救助法適用地域

掲載後に適用地域が拡大される場合がありますが、本表は更新しません。前出のURLより随時ご確認ください。

※ 緊急採用（無利子）の貸与終期について、家計状況が変わらず次年度も奨学金が必要な場合は、機構の審査を経て1年毎に継続できます。

2024年1月30日更新

No.	対象となる災害	災害救助法適用地域	法適用日	給付/貸与期間 ※		
				奨学金の種類	始 期	終 期
8	山形県で発生した土砂崩れによる災害	山形県鶴岡市	2022年 12月23日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2022年12月以降で申込者が希望する月	2023年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2022年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月
9	令和5年1月24日からの大雪による災害	鳥取県八頭郡智頭町	2023年 1月25日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2023年1月以降で申込者が希望する月	2023年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2022年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月
10	石川県能登地方を震源とする地震にかかる災害	石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町	2023年 5月5日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2023年5月以降で申込者が希望する月	2024年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2023年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月
11	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害	茨城県取手市、埼玉県草加市・越谷市・北葛飾郡松伏町、静岡県磐田市、和歌山県海南市	2023年 6月2日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2023年6月以降で申込者が希望する月	2024年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2023年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月
12	令和5年6月29日からの大雨による災害	山口県山口市、美祢市	2023年 6月30日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2023年6月以降で申込者が希望する月	2024年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2023年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月
13	令和5年7月7日からの大雨による災害	島根県、福岡県、佐賀県、大分県16市町村	2023年 7月8日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2023年7月以降で申込者が希望する月	2024年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2023年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月
14	令和5年台風第6号の影響による停電に伴う災害	沖縄県10市9町15村	2023年 8月1日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2023年8月以降で申込者が希望する月	2024年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2023年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月

5. 災害救助法適用地域

掲載後に適用地域が拡大される場合がありますが、本表は更新しません。前出のURLより随時ご確認ください。

※ 緊急採用（無利子）の貸与終期について、家計状況が変わらず次年度も奨学金が必要な場合は、機構の審査を経て1年毎に継続できます。

2024年1月30日更新

No.	対象となる災害	災害救助法適用地域	法適用日	給付/貸与期間 ※		
				奨学金の種類	始 期	終 期
15	令和5年台風第7号に伴う災害	京都府、兵庫県、鳥取県4市3町	2023年 8月14日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2023年8月以降で 申込者が希望する月	2024年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2023年4月以降で 申込者が希望する月	修業年限の終了月
16	令和5年台風第13号に伴う災害	福島県、茨城県、千葉県9市4町	2023年 9月8日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2023年9月以降で 申込者が希望する月	2024年3月 ※年度末ごとに継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2023年4月以降で 申込者が希望する月	修業年限の終了月
17	令和6年能登半島地震にかかる災害	新潟県、富山県、石川県、福井県35市11町1村	2024年 1月1日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2024年1月以降で 申込者が希望する月	2024年3月 ※年度末に継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2023年4月以降で 申込者が希望する月	修業年限の終了月
18	令和6年1月23日からの大雪等による災害	岐阜県不破郡関ヶ原町	2024年 1月24日	家計急変（給付）	スカラネット入力月以降	最短修業年限
				緊急（無利子）	2024年1月以降で 申込者が希望する月	2024年3月 ※年度末に継続願を提出することで修業年限の終了月まで貸与可能
				応急（有利子）	2023年4月以降で 申込者が希望する月	修業年限の終了月